

KSKR

No. 287

2022
Jul.

7

<https://www.eonet.ne.jp/~asn/>

奈良県自閉症協会 NEWS

きずな
The Kizuna

発行人：

関西障害者定期刊行物協会

編集人：奈良県自閉症協会

支部長&事務局：河村舟二

〒639-1005

大和郡山市矢田山町 84-10

購読料1部 100円

会員は会費に含まれています。



2022年6月29日橿原市の総合福祉センターで、令和4年度奈良県発達障害者支援センター「でいあー」連絡協議会がひらかれました。令和3年度の支援状況報告によると「でいあー」における事業別件数は、延支援件数にして4126件、実質支援件数779件（内新規は382件）とのことでした。事業内容には相談支援、発達支援就労支援普及啓発及び研修関係機関や地位との連携がうたわれているが、現在、センター長1名・相談員7名の職員でこれらの事業すべてを運営しています。奈良県は人口の少ない県とはいえ、他府県の発達支援センターの運営と比べれば、もっと職員

数を増やす必要性を感じました。今の状況は電話や面接相談に対応するだけで手一杯ではないかと思われました。特定非営利活動法人奈良県自閉症協会としては、会員さんから頂いた意見を中心に県内の発達障害専門医の数の不足により、需要と供給のバランスが悪く、初診に3か月以上待ちのケースもあり、これを改善する方策を県にしてほしいことを話しました。また、強度行動障害を示す自閉症スペクトラム症の人の家族の対応困難度の実態を紹介し、「でいあー」がこのような家族に専門的介入をし、直接支援できる体制を確立してほしいこと、及び、県内事業所が提供する障害者福祉サービスの質

を担保する機能が乏しすぎ現状に対し、第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価を行い、個々人の支援ニーズに実質的に効果をあげられる支援計画作成と、支援サービスを構築するなど、ASDの人への支援の質の向上に向けた取り組みの推進が必要であり、早急に仕組みを構築してほしいことを話しました。「でいあー」は相談の対応件数を増やすだけではなく、実質的に、強度行動障害や不登校などの問題に実践的対応する体制を確立し、自閉症をはじめ発達障害の人たちの本人及び家族の困りぐあいに応じ、直接対応し解決した事例をもっともっと増やして欲しいと思いました。（河村）

厚生労働省に対する日本自閉症協会の要望

令和4年7月15日厚生労働省後藤茂之厚生労働大臣殿「新型コロナウイルス第7波の感染拡大についての要望」一般社団法人日本自閉症協会会長市川宏伸（担当 樋口）
障害児者の入所施設の支援職員も第4回のワクチン接種の対象者にしてください。猛暑の季節となりましたが、貴職にはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、貴職におかれましては、新型コロナウイルス感染対策においても障害のある方に対し様々な配慮を頂きありがとうございます。さて現在、

新型コロナウイルスが再び感染拡大しています。感染対策として第4回目のワクチンの接種が進められ、障害児者の入所施設の利用者にもワクチン接種が行われるとお聞かしています。しかし、支援職員はその対象者にはなっていません。主に知的障害や自閉スペクトラム症の障害児者が居住する入所施設では、いったん内部の誰かが感染すると一気に全体に感染が拡大し、その対応には多大な労力と時間を必要とします。また、重度心身障害者や呼吸器疾患の利用者も一般に居住し

ています。ワクチンを接種しているとはいえ、感染すると危険となりやすいと言えます。入所施設内の感染は、外部と行き来する支援職員が主にウイルスを持ち込むことによることが知られています。そのため支援職員の感染予防が何よりも重要です。ワクチン接種が感染予防に一定の効果があるのであれば、緊急にワクチン接種を支援職員にも拡大してください。もしもワクチン接種に感染予防効果を期待できないのであれば、何らかの他の感染予防策を実行してください。

敬具

本 自閉症協会の事務局に内閣府障害者施策担当の方よりご連絡をいただいておりますので以下概要をお知らせいたします。—— 障害者差別解消法改正法の施行に向けた取組の一環として「合理的配慮の提供」や「不当な差別的取扱い」などについて、一層の御理解をいただくことを目的とした「障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイ

ト」を開設し、障害者差別解消法の周知啓発のためのチラシを作成いたしました。

「ご存じですか？障害者差別解消のための法律があることを」

掲 載 URL：https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai_chirashi.html

「障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト」

URL：<https://shougai-sha-sabetukaishou.go.jp/>

・リンク掲載時は、本サイトの「ご利用について」の「2. リンクについて」をご参照ください。

掲 載 URL：<https://shougai-sha-sabetukaishou.go.jp/term/>

—— どうぞよろしくお願いいたします。 以上

日本 自閉症協会のメーリングリストを通じて障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイトに関して静岡県自閉症協会の津田さんから意見が寄せられましたので、以下に掲載します（河村）—— 内閣府障害者施策担当の方より、日本自閉症協会に障害者差別解消法改正法の施行に向けた取組の一環として「障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト」を開設し、障害者差別解消法の周知啓

発のためのチラシを作成いたしました・・・との連絡がされたとのことをお聞きました。-----「障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト」 URL：<https://shougai-sha-sabetukaishou.go.jp/>-----

このことは、協会のフェイスブックからもご紹介をいただきました。このように合理的な配慮を広げるために行政が取り組んでいただけることは大変ありがたく思いますが、内容

を見て残念に思うことがあります。

■例えば、今回の情報では、合理的な配慮を受けたい人は、自分で申し出ることを必要としています。・・・これは、以前から変わっていませんが、自閉スペクトラム症や知的障害の方には難しいということがあります。私の子どもは、これができません。そして、言葉を話せる方でも、知らない人には聞くことができなかったり、聞きたいことの主旨を上手に伝えられずに、困っていたり、

トラブルになってしまう方もおられます。

■障害ごとに必要な配慮についての情報も出されていますが、自閉スペクトラム症に関することは、次のところに発達障害として説明されています。

○発達障害についての説明

<https://shougai-sha-sabetukaishou.go.jp/kankyonoseibi/hattatusyogai/>

ここでは、音に関する問題と、視覚的に整理をすることが書かれています。自閉スペクトラム症の方が必要とする合理的配慮の説明はこんな程度では全く足りません。

○精神障害についての説明

<https://shougai-sha-sabetukaishou.go.jp/kankyonoseibi/seisinsyogai/>

最近では、知的障害のない自閉スペクトラム症については、精神障害の

項に含めた説明をされることがありますが、ここでは自閉スペクトラム症が入っていませんので、ここにも自閉スペクトラム症の方への合理的配慮は書かれていません。

○知的障害についての説明

<https://shougai-sha-sabetukaishou.go.jp/kankyonoseibi/titekisyogai/> 視覚的な支援などが少し書かれています。全くと足りていません。

■私は、このような案内を内閣府がしてきたのであれば、内閣府が理解できるように説明をするチャンスだと思います。静岡県の取り組みは、これまでもご紹介をさせていただいたことがあります。このような話題が出る都度、理解を深めていただくために、こちらから県に対して情報を提供しています。国や国よりも、私たちの方が詳しいのが現実だと思います。

○静岡県自閉症協会で作成したチラシ

<http://www.autism-shizuoka.com/rikai/gouriteki-20220328.pdf> <避難所>

<http://www.ei-21.com/asj-shizuoka/rikai/hinanjyo.pdf>

○合理的配慮の提供は民間事業者にも義務付けられる 3年以内に民間にも義務付けられるため、静岡県から意見を求められましたので、意見を出しています。 静岡県自閉症協会のフェイスブックからも発信しましたので、ご覧いただいている方もおられることと思います。この中で、□申し出なければならないという問題

□学校など多くで個別の配慮が不足（集団対応）などについて要望し、県との意見交換を深めてきました。

○静岡県は、過去に合理的配慮についてどうしたらよいかと意見を聞いて

てきましたので、いろいろな意見を出していたところ、動画を作りたいので協力してほしいとのことがあり次の動画が作成されました。いろいろな障害について触れていることや、他団体の意見もありますので、十分ではありませんが、このような時には当協会に意見を求めてくるようになっていきます。 ＜静岡県が作った動画＞	https://www.youtube.com/watch?v=DsHTWEtdz0s 静岡県自閉症協会としても十分なことができているわけではなく、まだまだ足りないと思っていますので、根気強く働きかけをしています。国がこのような取り組みをするときには、当協会に意見をもとめ、そのようなことが織り込まれるよう、取り組むことが大切だと思います。世界	自閉症啓発デーの取り組みを活かすためにも、機会をとらえて根気よく、地道に取り組むことが大切だと思います。長文ですが、ここまで読んでいただきありがとうございます。みなさまと力を合わせて取り組んでいきたいと考えています。 ☆津田明雄 <tuda@nifty.com> ☆
NHKハートフォーラム SDGs 理念“誰ひとり取り残さない”社会の実現～困りをかかえる発達障害障害の人たちから考える ～2022年6月11日(土) 京都産業会館ホール・北室来場者アンケート 主な感想・意見 (フォーラムの感想) ・小島慶子さんの体験に基づくお話、大変参考になった。きょうは参加できて多くのことを学んだ。(60代・女性 主婦) ・小島さんの流れるような話術に感	心した。(40代・女性、障害のある子の親)・小島さんのお話、アカデミックでハートフルでなにより元気がでる話で、また明日から頑張ろう！と思えた。(60代・女性 教育関係)・小島さんのお話しが聴きたくて参加したが、期待以上に楽しく素敵な時間だった。(40代・女性 障害のある子の親)・小島さんの	個人的な経験でありながら一般にも活用できる内容をわかりやすく伝えてもらい、大変参考になった。(60代・女性 パート)・小島慶子さんのADHDへの対応の仕方がとてもポジティブに感じられ、大変参考になった。(50代・自身が発達障害)・小島さんの講演を聴講して、大学4年ASDの息子に今必要なことは親のかかわりより同じ障害を持つ仲間だと気づいた。(50代女性 障害のある子の親)・小島さん話で、ASDを
持つ私の娘に対してもう一度認識をあらためよう、マイナスばかり見ている娘に申し訳ないと思った。きょうはお話しが聴けてよかった。(40代・女性 障害のある子の親) ・きょうの小島さんの講演、小・中・高校生すべてのこども達に聞かせる機会があればよいと思った。(年齢・性別など未回答) ・シンポジウムすごく分かりやすかった。門先生と PECS、その時代その時代で見落とされている視点、大事にしないといけないこと、初心に戻って振り返りを実践し成長したい。(50代・女性 行政関係) ・シンポジウムでは PECS など専門的でよくわからないところもあったが、少ない時間の中でポイントを絞って話がなされた。(60代・男性 教育関係) ・シンポジウム、支援の継続性、人材の育成の現状な	ど、とてもよくわかった。(50代・男性 障害のある子の親)・シンポジウム、澤先生のコーディネートが大変分かりやすくよかった。またこのような発達障害のシンポジウムを期待したい。(50代・女性 自営・精神疾患のある人の支援) ・シンポジウム、めちゃくちゃおもしろかった。知識のおみやげをいただいた。(年齢・性別未回答、福祉関係) ・シンポジウムの時間が短い。先生方の経験談など、もう少し長く聞いてみたかった。(50代・女性 障害のある子の親) ・シンポジウムで強度行動障害ということばを初めて知った。内容は難しいものであったが、それぞれ苦労されていることを知り、課題が多いこともわかった。(50代・男性 障害のある子の親)	・医師、教育、福祉、いろいろな専門家のお話が一度に聞けてありがたかった。(50代・女性 障害のある子の親) ・障害を理解することも大事だが、「その人」を知る、理解することの方が大事だと改めて気づかされた。(20代・女性 福祉関係) ・府県を越えていろいろな組織があることなど、新しく知ることがあり良かった。子ども(小1)が卒業までに学校の対応が変わってくれることを期待。(40代・女性 障害のある子の親) ・きょうは自分の感じ方の確かめができてよかった。(50代・女性 障害のある子の親) ・発達障害は多種多様でひとつにくれない。日々自分だけの悩みにとられることが多いので、きょうのように経験談などひとつでも多く聞けると助かる。(50代・女性 障害

のある子の親) ・たくさんの新しい知識を得られ勉強になった。医師である門先生の「薬よりコミュニケーションが重要」ということが特に印象に残った。(60代・男性 障害のある子の親) ・講演、シンポジウムとも知らないことが多く語られ勉強になった。講師の先生方、それぞれの立場からとても熱い気持ちでかかわっておられ、もっと知りたいと思った。(60代・男性 障害のある子の親) (NHKへの要望) ・きょうのような会場参加型のフォーラムを増やしてほしい。(50代・男性 医療関係) ・きょうのようなフォーラムはNHKだからできる取り組み。今後もより発展的にこのフォーラムが続けられることを望む。(70代・女性 福祉関係) ・正しい報道をひるむことなく伝え	る姿勢を取り続けてほしい。(70代・女性 障害のある子の親) ・民放では取り上げられないドキュメンタリーが多く、これからも期待する。深夜に良い番組をやっているのがもったいなく思う。(50代・女性 福祉関係) ・18時台のニュースや天気予報、今は女性アナばかり。男性の方が上手でよかった。(70代・女性) ・政治番組は透明性を担保にしてほしい。やや保守的な傾向が強い。(70代・女性 福祉関係)・NHKニュースのテーマの取り上げ方やコメントが、政治に気をつけている雰囲気を感じる。(60代・男性 教育関係) ・NC9の田中キャスターは当初よりロシアのウクライナ侵攻を「侵略」と正しく報じていた。NHKの真価は今このときにロシアや中国の専制独裁体制を糾弾することだ。(70代・男性 自営)・教育、ドキュメント、	ノンフィクションにじっくり取り組む番組を中心にしてほしい。安易なお笑い番組はいらない。バリバラ、72時間、アーカイブなど楽しみ。(60代・女性 福祉関係) ・学校教育で受けられなかった正しい歴史感、新しい歴史感を伝える番組(70代・男性)・ここ2・3年、NHKの番組制作に熱意と変化を感じる。(50代・女性 障害のある子の親) ・スポンサーに左右されないNHKは必要なテレビ局だと思う。地味だけど取り上げるべきテーマをこれからも扱ってほしい。(50代・女性 障害のある子の親)・発達障害についてだいが認知されてきたが、さらに興味ない人にも見てもらえる番組作りの工夫がほしい。人気芸人がでているので見てみたら発達障害の番組だったとか。(40代・女性 自身に障害) ・以前クローズアップ現代でも取り
上げていたが、CMを放送している民放では触れられない市販薬の効果の誇張した宣伝について検証してほしい。(50代・男性 自身に障害) ・工夫を凝らし、情報や知識が身につくトリセツショーのような番組。(50代・女性) ・知的に障害のある自閉の子(成人も含む)はEテレの子ども番組に支えられている人が多い。ぜひその人たちのことをよろしく願います。(50代・女性 障害のある子の親、福祉関係) (今後取り上げてほしいテーマ)・幸せとはなにか。毎日ウクライナのニュースで辛い。(60代・男性 教育関係) ・発達障害など見た目でわからない障害への理解を深めるテーマ(50代・男性 会社員) ・障害者の就労支援(50代・男性 障害のある子の親) ※同様意見複数あり	・強度行動障害の人を受け入れる人材・施設が増えるような啓発。(40代・女性 行政・医療関係) ・メンタルヘルス、アンガーマネジメント(60代・男性 福祉関係) ・うつ病、双極性障害、統合失調症(40代・女性 主婦) ※同様意見複数あり ・大人の発達障害(40代・男性 自身に障害) ※同様意見複数あり ・LGBTQ(10代・高校生) ・スポーツと健康をつなげる方法や事例(50代・女性 自営) ・支援者支援(50代・女性 行政関係)・ヤングケアラー(男性 会社員)・障害者の「親なき後」の問題(60代・女性 障害のある子の親) ・更年期障害(男性・女性とも)について(50代・女性 自身に障害) ・認知症関連(70代・男性 自営)	

令和4年7月21日、田原本の奈良県心身障害者福祉センターで「令和4年度奈良県発達障害者支援地域協議会がおこなわれまました。以下は奈良県自閉症協会からの要望内容です。

○自閉スペクトラム症の診断ができる医師を増員してほしい

発達障害に対して需要と供給のバランスが悪く（初診3か月待ちザラ）奈良県の児童精神科医の確保増員は急務。更なる優遇措置で奈良県に定着して頂ける取り組みをして欲しい。（予算化必要）

○福祉サービスの質を担保する第三者評価事業の推進

奈良県に外部評価の仕組みを整え、福祉サービス提供者の受診を促す。第三者評価では支援の質について評価されたい。障害者の個別支援計画の形骸化形式化を改め、評価見直しを実際の個々人へのサービスの質向

上につなげられる仕組みを構築してほしい。

○強度行動障害を示す ASD の人たちの対応と家族支援

奈良県として強度行動障害児者の生活支援を担える支援者育成されたい。支援者養成研修の実施。強度行動障害支援者養成研修参加者への財政的支援。（今年度の全日本自閉症支援者協会のスパーバイザー養成研修は8月から行われる）強度行動障害の人々の住まいの問題として、強度行動障害者が入れる施設が少ない。重度入所施設を増設が急務。また重い知的障害・行動障害を伴う人が利用できるグループホームを増設されたい。（障害の重い人ほど自宅待機している奈良県の現状）

○問題行動対応に直接携わる支援者の人材確保のため、賃金・職場環境の改善

職員確保のための手厚い報酬。夜勤

体制加算等の検討。福祉従事者への賃金アップ。入所施設での指導員不足の解消。障害者施設での当事者工賃の見直し。

○意思決定支援を必要な障害者全員に行う

障害者本人の意思決定を優先し障害者の最大の利益追求のための代理決定を明確に区別。そのための ASD の人々には、本人意思表示のスキルを身に付けさせる取り組みをすることが重要。（ADS には PECS が最適。7/9 門眞一郎氏の Zoom 講演、YouTube で後日配信ありぜひ視聴されたい）

○奈良県内における程度区分6段階の認定は身体機能に着目し過ぎている。もっと、発達障害・精神障害の特性を反映させるべき。

○教師の専門性の向上

発達障害児の義務教育後を踏まえた教員の進路に関する知識向上。個

別の支援計画の専門職による助言チェック機能の導入。学齢期においては、奈良で人気の発達障害児医学的療育支援事業における感覚統合などより、自発的表出コミュニケーション支援の取り組みを優先すべき。（PECS・TEACCH・ABA）高校の通級による指導だけの対応でなく、特別支援学級創設はできないのか。

○山口県教育委員会が作成された「子どもの心に目を向けるポジティブ行動支援 - ASD 指導事例集のような現場実践の実用書を奈良県教委も作成されたい。

○ ASD の特徴を持つ児童への児童発

達支援や放課後デイサービスでの支援の質

○「でいあー」は強度行動障害や不登校などの問題に直接対応できる体制を確立し、実践的対応ができる職員確保と専門性及び具体的対応力を向上されたい。

○他府県では県の障害者施策審議会・地域福祉支援計画推進委員会・

障害者差別解消推進委員会・自立支援協議会・障害者権利擁護・虐待防止部会・発達障害者支援センター連絡協議会・障害者スポーツ協会会議などには自閉症協会がメンバーになっている。奈良も近隣府県と同程度に参加させ意見を聞くべきではないだろうか。





体験型 あいサポーター研修

主催：奈良県

令和4年8月2日(火)

14:00～16:00 (受付13:40～)

受講無料

あいサポーターとは、障害のある方が困っているときに、ちょっとした手助けや配慮を実践できる人のことです。意欲があれば、特別な資格は必要ありません。あなたも「あいサポーター研修」を受講して、あいサポーターとして活躍しませんか？今回は聴覚障害のある方が困っていることを知り、理解を深め、聴覚障害のある方が望むサポート方法などについて学びます。

研修テーマ：聴覚障害のある方へのサポート方法を学ぼう！

会場 奈良県文化会館 1階 第1会議室

受講対象者 奈良県内に在住、在勤、通学されている、まほろば「あいサポート運動」に興味のある方

定員 20名（先着順） ※申込み多数の場合は、受講をお断りする場合があります。

申込期限 令和4年7月22日（金）

申込方法 概要の申込書に必要事項を記入のうえ、FAX又は郵送で下記宛先にお申込みください。はがきでお申込みの場合は、氏名、生年、住所、電話番号、その他連絡可能な連絡先（メールアドレス、FAXなど）

申込・問い合わせ先 奈良県福祉医療部障害福祉課 社会参画・障害理解促進係 (TEL) 0742-22-8922 (FAX) 0742-22-1814 (住所) 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 ※お問い合わせは本課へ、「体験型あいサポーター研修」とお伝え下さい

会場案内 近鉄奈良駅南口より徒歩約10分 〒630-8213 奈良県奈良市登大路町3-2 (TEL) 0742-22-8921 (FAX) 0742-22-8903



体験型あいサポーター研修参加申込書

下記、必要事項をご記入のうえ、ご郵送またはFAXでお送り下さい。

申込日：令和4年 月 日		☐ 10代 ☐ 20代 ☐ 30代 ☐ 40代 ☐ 50代 ☐ 60代 ☐ 70代 ☐ 80代	
（ふりがな）氏 名		年 代	
住 所		〒	
電 話 番 号			
その他連絡可能な連絡先（メールアドレス、FAXなど）			
例：「参加するための席の確保が必要」「手話通訳者が必要」等 受講にあたり必要な支援がある方はその内容を記入ください			

FAX送信先：0742-22-1814 ※送付状なしでお送りください

<申込期限>
 令和4年7月22日（金）※必着

障害者の生涯を通じた 多様な学習活動の充実について

総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
障害者学習支援推進室

障害者の生涯学習に関する現状と課題

障害者の学校卒業後の状況

- 特別支援学校卒業生の高等教育機関への進学率は約2.2%
特に、卒業生の9割近くを占める知的障害者は約0.5%に留まる
→「学校卒業後、学びや交流の場はどうなるのか、とても不安に感じている」
「障害者はその特性から、ゆっくりと成長するのに、学び続けることができない」といった声も
- 約92%の障害者が就職又は障害福祉サービスなどに進む
- 障害者の職場定着状況については、職場定着が困難な者も多い
(就職1年後の定着率: 知的障害68%, 身体障害60.8%, 精神障害49.3%)

障害者本人の意識、ニーズ

※平成30年度 障害者本人の意識等調査の結果より

- 「障害者の学習機会が充実されることは重要だと思う」 →81.1%
- 一方で…「一緒に学習する友人、仲間がいない」 →71.7%
- 「学ぶとすると障害者に対する社会の理解がない」 →66.3%
- 「知りたいことを学ぶための場や学習プログラムが身近にない」 →67.2%

- 課題
- ① 障害者の多様な社会参加を支える学習活動の充実とともに進学が困難な移行期の知的障害者等も学び続けることができる生涯学習機会が重要
 - ② 障害者の学習支援の経験のある公民館等が14.5%に留まるように、地方公共団体にはノウハウや実施体制がない
 - ③ 先進的に取り組むNPOや大学等による生涯学習プログラムのモデル化が進んでいるが、民間団体は予算等の資源不足から取組の持続性や成果の波及力に課題がある
- 対応
- ・ 地方公共団体が民間団体と連携し、持続可能な事業実施体制を整備する
 - ・ 発達段階や障害種等に応じた学習プログラムの開発やその担手を育成する

【公民館等が障害者の学習活動の支援に関わった経験の有無】

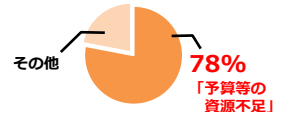
※平成30年度調査研究より



公民館: 全国に約13,000ヶ所設置され、地域住民に最も身近な社会教育施設

【障害者の学びの支援を継続させるための課題】

※委託団体を対象としたアンケート結果より抽出(民間団体等)



【アンケート回答の一例】
人とのつながりやネットワークは自分たちで作っていくことができるが、財源を生み出すことが難しい。

<関連する他の施策・事業について>

- 【厚生労働省】
- ・ 障害福祉サービス等
- 【文化庁】
- ・ 障害者芸術文化活動普及支援事業
- 【スポーツ庁】
- ・ 障害者スポーツ推進プロジェクト 等

学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業

令和4年度予算額 134百万円
(前年度予算額 116百万円)



趣旨

平成26年の障害者権利条約の批准や平成28年の障害者差別解消法の施行等も踏まえ、学校卒業後の障害者が生涯を通じて学び、社会参加できる社会や、共に学び、生きる共生社会の実現に向けた取組を推進することが急務である。また、平成30年度の学校卒業後の学習活動に関する障害者本人へのアンケート調査では、生涯学習の機会が不足している現状等が示されており、特に地域における障害者の生涯学習機会の整備が求められている。

こうした現状を踏まえ、地方公共団体が民間団体等と連携し、発達段階や障害種に応じた生涯学習プログラムや持続可能な事業実施体制等のモデル開発を行い、成果を全国に普及していくことで、障害者の生涯学習機会の整備・充実を図る。

事業開始年度: 平成30年度

生涯学習の機会について



※平成30年度学校卒業後の学習活動に関する障害者本人等へのアンケート調査

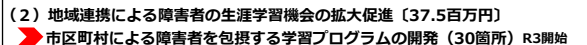
事業内容

1. 地域における持続可能な学びの支援に関する実践研究(111百万円) 委託事業

- (1) 地域コンソーシアムによる障害者の生涯学習支援体制の構築(70百万円)
都道府県と大学等との連携による体制整備・人材育成(10箇所) R2開始
都道府県(指定都市)が中心となり、大学や特別支援学校、社会福祉法人、地元企業等が参画する障害者の生涯学習のための「地域コンソーシアム」を形成し、支援体制を構築する。
学びの場の拡大に向けて市区町村職員等向けの人材育成研修モデル等を開発・実証する。
- (2) 地域連携による障害者の生涯学習機会の拡大促進(37.5百万円)
市区町村による障害者を包摂する学習プログラムの開発(30箇所) R3開始
障害者の生涯学習のノウハウが乏しい市区町村が、実績のある民間団体等と組織的に連携し、主に公民館等の社会教育施設における、障害当事者のニーズや地域資源等を踏まえた、ICT等の活用や多様な体験活動を含む包摂的な生涯学習プログラムを開発・実施し、その模範展開を目指す。

※現状・課題: 現在の本取組の中心は民間団体である。平成30年度「障害者の生涯を通じて学習活動支援に係る実態に関するアンケート調査」では、障害者の学びの支援経験のない公民館等は85%を超える。

公民館等が障害者の学習活動支援に関わった経験の有無



公民館等が障害者の学習活動支援に関わった経験の有無

公民館等が障害者の学習活動支援に関わった経験の有無

公民館等が障害者の学習活動支援に関わった経験の有無

公民館等が障害者の学習活動支援に関わった経験の有無

公民館等が障害者の学習活動支援に関わった経験の有無

公民館等が障害者の学習活動支援に関わった経験の有無

公民館等が障害者の学習活動支援に関わった経験の有無

公民館等が障害者の学習活動支援に関わった経験の有無

公民館等が障害者の学習活動支援に関わった経験の有無

公民館等が障害者の学習活動支援に関わった経験の有無

公民館等が障害者の学習活動支援に関わった経験の有無

公民館等が障害者の学習活動支援に関わった経験の有無

公民館等が障害者の学習活動支援に関わった経験の有無

公民館等が障害者の学習活動支援に関わった経験の有無

公民館等が障害者の学習活動支援に関わった経験の有無

公民館等が障害者の学習活動支援に関わった経験の有無

公民館等が障害者の学習活動支援に関わった経験の有無

2. 生涯学習を通じた共生社会の実現に関する調査研究(3百万円) 委託事業

- 障害者が生涯学習活動に参加する際の阻害要因・促進要因を発達段階や障害種に応じて把握する調査を実施する。
- ロジックモデルに基づき、事業成果のアウトカムを適切に捕捉する調査として実施する。(1箇所)

成果や課題を共有

3. 障害者の生涯学習に関する連絡会議の開催、普及・啓発や人材育成に向けた取組(21百万円)

- 施策の推進に向けて、各事業の計画等に助言を行う有識者を含めた連絡会議を設置し、ネットワーク化を図る。
- 実践研究事業等による「生涯学習プログラム」等の研究成果の普及や実践交流を行うため、全国をブロックに分けてコンファレンス(実践研究集会)を実施する。
- 障害の理解促進や共生社会の実現に向けて障害当事者等の参画も得て障害理解啓発フォーラムを実施する。

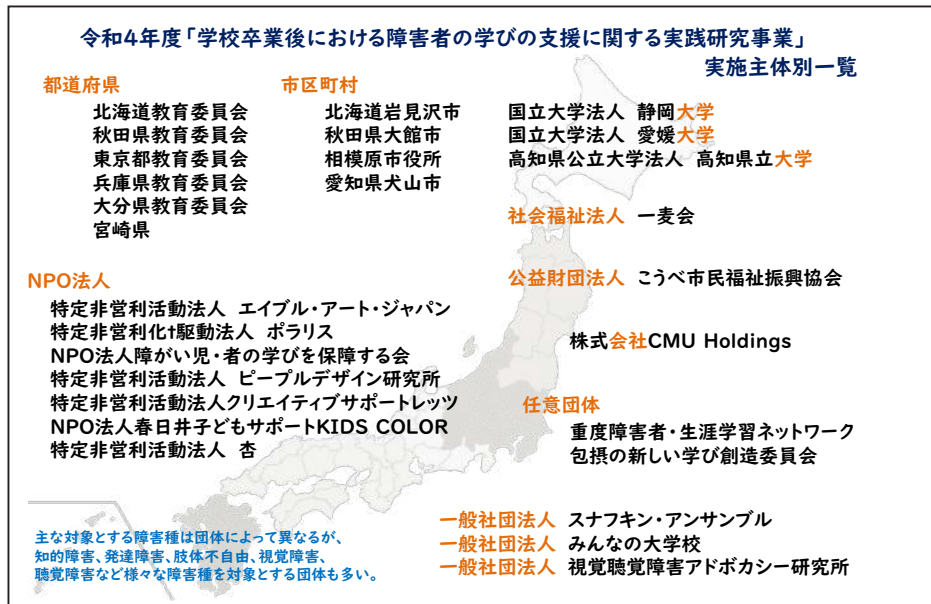
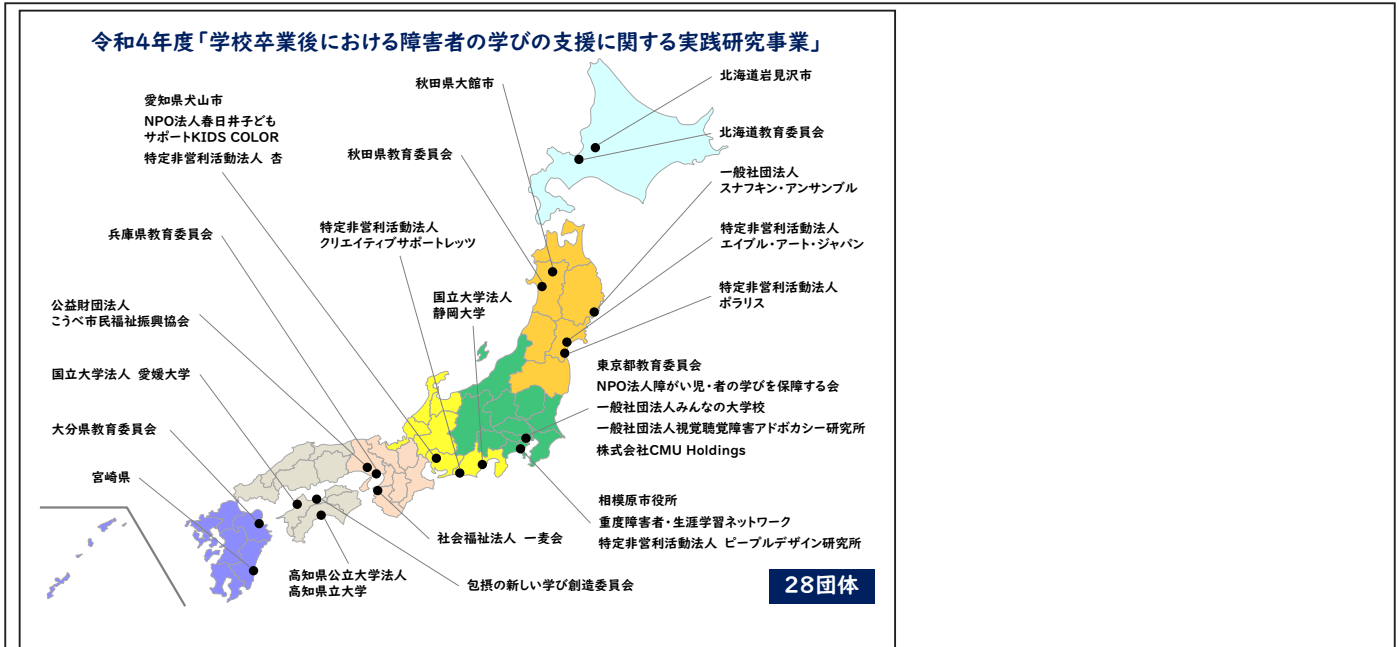
※写真: 「令和元年度 共生社会コンファレンス 東海・北陸ブロック」

期待される成果

- ◎ 各地域で障害者の社会参加と活躍を推進
- ◎ 地域における支援人材の増加と障害への理解を促進

目指す社会

- ◎ 学校卒業後の障害者が生涯を通じて学べる社会
- ◎ 障害の有無に関わらず、共に学び、生きる共生社会



どのような表彰ですか？

障害者の生涯を通じた多様な学習を支える活動を行う個人又は団体について、活動内容が優れているものを文部科学大臣が表彰します。

【表彰式の様子（令和2年度）】

優れている活動を事例集として公表し、障害当事者や地方公共団体等に広く周知することで、障害者の生涯学習支援の推進を図ります。

「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣表彰

過去の表彰の様子、事例集はこちら

学習、スポーツ、文化芸術、情報保障など活動内容は多岐にわたる

5年間で…
323件

推薦は全国から！

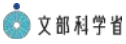
【表彰式での成果発表の様子（令和元年度）】

障害者の生涯学習支援活動とは？

「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣表彰は平成29年度から実施しており、これまで323件の個人・団体が表彰されています。

都道府県・指定都市、大学、文部科学省の関係団体等から推薦された候補者について、審査委員会の審査を経て表彰対象者を選定しています。

文部科学省



学校施設におけるバリアフリー化の加速について

令和4年 7月 8日（金）
大臣官房文教施設企画・防災部

- 目次：
1. バリアフリー法の改正・文科省有識者会議における検討
 2. 学校施設のバリアフリー化の状況と整備目標等
 3. 公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する国の更なる取組

1. バリアフリー法の改正・文科省有識者会議における検討（1）

●改正バリアフリー法（建築物分野に限る）の概要

特定建築物【令第4条】

多数の者が利用する建築物

(例)「学校(幼、小、中、義務教育、高、中等、大、高専、専修、各種)」、
「事務所」、「共同住宅」、「工場」、「老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの」など

注：公立小学校等を除く

特別特定建築物【令第5条】

不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物その他の特定建築物
(例)「特別支援学校、公立小学校等(小、中、義務教育、中等(前期)で公立のもの)」、「保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署」、「老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。)」など

新築、増築、改築、用途変更、修繕又は模様替えについて適合**努力義務**

- ① 2,000㎡以上(公衆便所については50㎡以上)の新築、増築、改築※又は用途変更について**適合義務**
※増改築部分のみが義務化の対象
- ② 2,000㎡未満、及び既存建築物について**適合努力義務**

建築物移動等円滑化基準【令第10条～第23条】【最低限のレベル】

高齢者、障害者等が特別特定建築物を円滑に利用できるようにするために必要な、建築物特定施設[※]の構造及び配置に関する基準。

※出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター等、トイレ、浴室等、ホテルの客室、敷地内通路、駐車場を指す。

建築物移動等円滑化誘導基準【省令】【望ましいレベル】

※国土交通省資料を抜粋・加工

1

1. バリアフリー法の改正・文科省有識者会議における検討（2）

●バリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化基準（義務基準）、建築物移動等円滑化誘導基準（誘導基準）の例

出入口

○主な基準

	義務基準	誘導基準
出入口の幅	80cm以上※1	90cm以上※2

※1 不特定多数の者、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室等に至る1以上の経路に係る基準

※2 多数の者が利用する直接地上に通じる出入口は120cm以上

廊下等

○主な基準

	義務基準	誘導基準
廊下の幅	120cm以上※1	180cm以上※2

※1 不特定多数の者、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室等に至る1以上の経路に係る基準

※2 廊下の状況により緩和・適用除外あり

傾斜路

○主な基準

	義務基準	誘導基準
手すり	片側設置※1	両側設置※1
傾斜路の幅	120cm以上※2	150cm以上※2

※1 低位部分は適用除外

※2 傾斜路の状況により緩和・適用除外あり

エレベーター及びその乗降ロビー

○主な基準

	義務基準	誘導基準
出入口の幅	80cm以上※1	90cm以上※3
かごの幅	140cm以上※1-2	160cm以上※3
乗降ロビーの広さ	150㎡角以上※1-2	180㎡角以上※3

※1 不特定多数の者、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室等に至る1以上の経路に係る基準(適用除外あり)

※2 不特定多数の者が利用する2000㎡以上の建築物におけるものに限り

※3 不特定多数の者が利用するもので必要階に停止する1以上のものに限り

便所

○主な基準

	義務基準	誘導基準
車椅子使用者用便房の数	建物に1以上※1	各階に原則2%以上※2
オストメイト対応水洗面具を設けた便房の数	建物に1以上※1	各階に1以上※2

※1 不特定多数の者、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合に限り

※2 多数の者が利用する便所を設ける場合に限り

※その他以下の施設に係る基準がある。

- ・階段
- ・ホテル又は旅館の客室
- ・敷地内の通路
- ・駐車場
- ・標識
- ・案内設備 等

※国土交通省告示第14号、第15号

※国土交通省資料を抜粋・加工

2

1. バリアフリー法の改正・文科省有識者会議における検討（3）

文部科学省に設置した有識者会議において推進方策等を提言

○バリアフリー法改正等を踏まえ、令和2年7月に有識者会議※を設置。同会議においては、障害者団体の代表の方も参画し、利用者の視点も交えて議論。

※学校施設のバリアフリー化等の推進に関する調査研究協力者会議（主査：高橋儀平 東洋大学名誉教授）

○有識者会議では、既存施設を含めたバリアフリー化を加速するための方策等を検討。

○令和2年12月、報告書「学校施設におけるバリアフリー化の加速に向けて」を取りまとめ、文部科学省に提言

（提言を受けた文部科学省のアクション）

- ①有識者会議の提言を踏まえた方策の実施（財政支援等）
- ②学校施設バリアフリー化推進指針の改訂
- ③公立小中学校等施設のバリアフリー化の整備目標の策定
- ④学校設置者に対し、取組の加速を要請

2. 学校施設のバリアフリー化の状況と整備目標等（1）

公立小中学校等施設におけるバリアフリー化の状況

校舎		令和2年5月1日現在									
		学校数	車椅子使用者用 トイレ		スロープ等による段差解消				エレベーター (1階建ての建物のみ 保有する学校を含む)		
					門から 建物の前まで		昇降口・玄関等から 教室等まで				うち 1階建て
					C	C/A	D	D/A	E	E/A	
A	B	B/A									
全体	28,156	18,359	(65.2%)	22,111	(78.5%)	16,122	(57.3%)	7,634	(27.1%)	248	
うち要配慮者 在籍※1	6,303	4,970	(78.9%)	5,395	(85.6%)	4,576	(72.6%)	2,568	(40.7%)	26	
うち避難所※2	22,669	15,166	(66.9%)	17,939	(79.1%)	13,278	(58.6%)	6,118	(27.0%)	157	

屋内運動場						令和2年5月1日現在				
	学校数	車椅子使用者用 トイレ		スロープ等による段差解消				エレベーター (1階建ての建物のみ 保有する学校を含む)		
				門から 建物の前まで		昇降口・玄関等から アリーナ等まで				
				C	C/A	D	D/A			
A	B	B/A	E	E/A	うち 1階建て					
全体	27,890	10,299	(36.9%)	20,747	(74.4%)	15,884	(57.0%)	18,387	(65.9%)	17,060
うち要配慮者 在籍 ^{※1}	6,278	2,638	(42.0%)	5,039	(80.3%)	4,126	(65.7%)	3,977	(63.3%)	3,514
うち避難所 ^{※2}	26,439	9,830	(37.2%)	19,791	(74.9%)	15,201	(57.5%)	17,362	(65.7%)	16,078

※1 円滑な移動等に配慮が必要な児童生徒や教職員が在籍する学校。

※2 避難所に指定されている学校。災害対策基本法に基づく指定避難所の指定が行われていない場合は、従来の地域防災計画に基づく避難所を含む。

2. 学校施設のバリアフリー化の状況と整備目標等（2）

公立特別支援学校施設におけるバリアフリー化の状況

校舎		令和2年6月1日現在									
	学校数	車椅子使用者用 トイレ	スロープ等による段差解消						エレベーター (1階建ての建物のみ 保有する学校を含む)		
			門から 建物の前まで		昇降口・玄関等から 教室等まで						
			C	C/A	D	D/A	E	E/A	うち 1階建て		
	A	B	B/A								
全体	1,053	1,009	(95.8%)	993	(94.3%)	944	(89.6%)	904	(85.8%)	70	
うち要配慮者 在籍 ^{※1}	875	852	(97.4%)	843	(96.3%)	808	(92.3%)	790	(90.3%)	64	
うち避難所 ^{※2}	406	393	(96.8%)	386	(95.1%)	375	(92.4%)	357	(87.9%)	26	

令和2年6月1日現在												
屋内運動場												
	学校数	車椅子使用者用 トイレ	スロープ等による段差解消						エレベーター (1階建ての建物のみ 保有する学校を含む)			
			門から 建物の前まで		昇降口・玄関等から アリーナ等まで							
			A	B	B/A	C	C/A	D	D/A	E	E/A	うち 1階建て
全体	1,008	765	(75.9%)	930	(92.3%)	880	(87.3%)	892	(88.5%)	681		
うち要配慮者 在籍 ^{※1}	835	658	(78.8%)	792	(94.9%)	753	(90.2%)	752	(90.1%)	567		
うち避難所 ^{※2}	507	367	(72.4%)	473	(93.3%)	447	(88.2%)	449	(88.6%)	335		

※1 円滑な移動等に配慮が必要な児童生徒や教職員が在籍する学校。

※2 避難所に指定されている学校。災害対策基本法に基づく指定避難所の指定が行われていない場合は、従来の地域防災計画に基づく避難所を含む。

2. 学校施設のバリアフリー化の状況と整備目標等（3）

○学校施設バリアフリー化推進指針改訂（令和2年12月）

学校施設のバリアフリー化等の推進に関する基本的な考え方や計画・設計上の留意点等をまとめ、推進指針の改訂を行った。

○公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する令和7年度までの国の目標（令和2年12月）

バリアフリー法に基づく基本方針における目標期間となる令和3年度から令和7年度末までの5年間に緊急かつ集中的に整備を行うため、以下のとおり国の整備目標を設定した。

車椅子使用者用トイレ	： 避難所に指定されている全ての学校に整備する ※令和2年度調査時点で総学校数の約95%に相当
スロープ等による段差解消	： 全ての学校に整備する※1
エレベーター	： 要配慮児童生徒等※2が在籍する全ての学校に整備する ※校舎については、令和2年度調査時点で総学校数の約40%に相当

※1 小修繕や既製品による対応を含む。

※2 円滑な移動等に配慮が必要な児童生徒や教職員等を指す。

○公立小中学校等施設のバリアフリー化加速の要請（令和2年12月）

国は、各学校設置者に対して、当該整備目標を踏まえ、所管する各学校施設のバリアフリー化に関する整備目標を盛り込んだ整備計画を策定し、校舎、屋内運動場においてバリアフリー化の計画的整備が進むよう取組を加速することを要請した。

○バリアフリー化工事の国庫補助算定割合引き上げ

令和3年4月から大規模改造（障害児等対策）の国庫補助算定割合を1/3から1/2へ引き上げた。

6

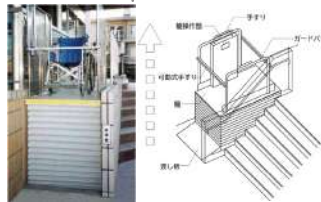
2. 学校施設のバリアフリー化の状況と整備目標等（4）

- バリアフリー法施行令の国土交通大臣が定める構造の昇降機を含める一方、車椅子に座ったままでは乗降できないその他の簡易的な昇降機等は含めないため、前述の整備目標達成に向けて学校設置者は、このことを踏まえたエレベーターの設置を検討する必要がある。

バリアフリー法施行令第18条第2項第6号に掲げるエレベーターその他の昇降機の例

※図・写真は「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」（国土交通省住宅局建築指導課、R3.3）より抜粋

（1）鉛直型段差解消機



（2）斜行型段差解消機



上記に該当しない昇降機等

（1）階段昇降車



※写真は教育委員会より提供

（2）階段昇降機



※写真は学校より提供

7

3. 公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する国の更なる取組（1）

○公立小中学校等施設のバリアフリー化加速化セミナー（令和3年10月～）

行政説明及び有識者講演の動画を、動画配信サイト上で配信・公開した。

（公開URL）<https://www.youtube.com/playlist?list=PLptUfukPumKBAIbWhgBOWoYwr2>



○公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する相談窓口（令和3年11月～）

文部科学省に学校施設のバリアフリー化に関する相談窓口を設置し、学校設置者等からの相談をウェブサイト上で受け付ける。

整備目標、補助制度等の一般的な質問について文部科学省担当者から回答・助言するだけでなく整備上の専門的・技術的な質問にも、有識者から回答・助言を行う。

（公開URL）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/seibi/mext_01692.html



○学校施設のバリアフリー化の加速に向けた取組事例集（令和4年6月）

学校設置者が優先順位をつながら着実にバリアフリー化を進めることができるように、バリアフリー化の整備計画の策定や優良事例の横展開を図る。

（公開URL）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/mext_00004.html



また、整備計画の策定状況やバリアフリー化の状況のフォローアップを継続的に実施予定

既存施設を含めた学校施設のバリアフリー化が着実かつ迅速に進められるよう、積極的な取組にご協力をお願いします

8

3. 公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する国の更なる取組（2）

○既存施設を含めた学校施設のバリアフリー化が着実かつ迅速に推進されるよう、技術的な観点に必要なとなる情報を事例として示し、各学校設置者における検討に資する資料として取りまとめ（令和4年6月）

イラスト解説例：利用しやすいエレベーター



エレベーターや乗降ロビーの大きさ、視覚障害者の利用に配慮した操作盤、鏡の設置などについてイラストで解説。

各自治体が制定・策定している学校施設のバリアフリー化に係る条例・計画や、学校ごとの個別のバリアフリー整備等を掲載。（計11自治体、19施設）

掲載例：

東京都町田市立 町田第一中学校



各階にある一般のトイレも広く作られ、その内部には、車いすでも利用できるトイレが整備

滋賀県近江八幡市立 八幡小学校



児童生徒の状況に合わせ、スロープを、勾配の小さいものに付け替え

防火上の既存不適格を解消し、エレベーター棟を増築



障害者の文化芸術活動を推進する全国ネットワーク会則（案）

今井修正

（名称）

第1条 本会は「障害者の文化芸術活動を推進する全国ネットワーク」（以下「本ネットワーク」という。）と称する。

2 本ネットワークの略称は「障文芸ネット」とする。

（目的）

第2条 本ネットワークは、日本全国各地において、我が国の障害者の文化芸術活動（美術、演劇、映画、音楽等）の裾野を拡げ、障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進するとともに、文化芸術活動を架け橋として、多様な文化・価値観を認め合う共生社会を創造することを目的とする。

（構成団体）

第3条 本ネットワークは、前条に掲げるネットワークの目的に賛同した別表に掲げる団体で構成する。

2 構成団体は、本ネットワークを通じて他の構成団体との連携、交流及び情報交換等の活動を積極的に行

い、前条の目的の達成に努めるものとする。

3 構成団体は、第12条第1項に定める会費を納めるものとする。（賛助会員）

第4条 本ネットワークに、賛助会員を置くことができる。

2 賛助会員とは、第2条に掲げる本ネットワークの目的に賛同する個人または団体を指す。

3 賛助会員は、第12条第2項に定める会費を納めるものとする。（活動内容）

第5条 本ネットワークは、第2条の目的を達成するために、次に掲げる活動を行う。

（1）構成団体間相互の連携、交流、情報交換及びプラットフォーム機能の構築に資する活動

（2）障害者の文化芸術活動及び共生社会の実現を推進するための啓発活動及び情報発信に関する活動

（3）構成団体が主体的に実施する事業等への共催、後援等に関する活動

（4）文部科学省の「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣表彰の団体推薦に関する協議調整

（5）その他本会の目的を達成するために必要な活動

（活動の経費）

第6条 本ネットワークの活動に必要な経費は、第12条第1項及び第2項に定める会費及びその他の収入をもって充てる。

（役員）

第7条 本ネットワークに、以下の役員を置く。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 若干名
- （3）監事 1名

2 役員は構成団体による互選とする。

3 役員の任期は、選任日から次年度の初回会議終了時点までとし、再任を妨げない。

（役員の職務）

第8条 会長はネットワークを代表し、その活動を統括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があった時はその職務を代行する。

3 監事は会計を監査する。

（会議）

第9条 会長は、必要があると認めたとき、本ネットワークの会議（以

下、会議*)を開催することができる。

2 会議*では、本ネットワークの運営及び意思決定を行うとともに、構成団体

間の連携、交流を図ることを目的に団体相互の情報交換を積極的に行うものとする。

3 会議*は、本ネットワーク構成団体の過半数の出席をもって成立する。

4 会議*の議長は会長が務めるものとする。

5 会議*は原則としてオンライン会議システムを活用して開催する。その場合には、会議の録画データをもって会議録に代えることができる。

(会議*の議決を必要とする事項)

第10条 本ネットワークが以下に掲げる事項の決定等を行おうとする時は、会議*における議決を必要とする。

- (1) 役員の選任
- (2) 事業計画および報告
- (3) 予算・決算
- (4) 新規加入団体の承認
- (5) 会則等の改正
- (6) その他重要事項

2 第1項第2号、及び第4号に掲げる事業において、緊急を要するものなど、事前に会議へ提案することが困難と会長が認めるものについては、会長及び副会長が協議の上で決定し、事後に会議*の承認を得るものとする。

(入会)

第11条 本ネットワークへ新たに入会しようとする団体は、会議*における承認を得ることを必要とする。

(会費)

第12条 本ネットワークの構成団体は、事務局からの請求後すみやかに年額4万円の年会費を納入しなければならない。

2 年度中途に加入した構成団体については、加入後すみやかに初年度の年会費を満額で納入しなければならない。

3 賛助会員は、事務局からの請求後すみやかに次の年会費を納入しなければならない。

(1) 賛助会員 個人：年額2,000円

(2) 賛助会員 団体：年額10,000円

4 正当な事由なく、第1項に定める年会費を2年間以上滞納した構成団体は、本ネットワークを退会したものとみなす。

(会計年度)

第13条 本ネットワークの会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第14条 本ネットワークの事務局を、(一社)全国手をつなぐ育成会連合会に置く。

2 本ネットワークの事務局は、第2条の目的を達成するために、厚生労働省が障害者の芸術文化活動振興

を目的に実施する「障害者芸術文化活動普及支援事業」の連携事務局と緊密な連携を図り、より効果的な情報発信等を行うこととする。

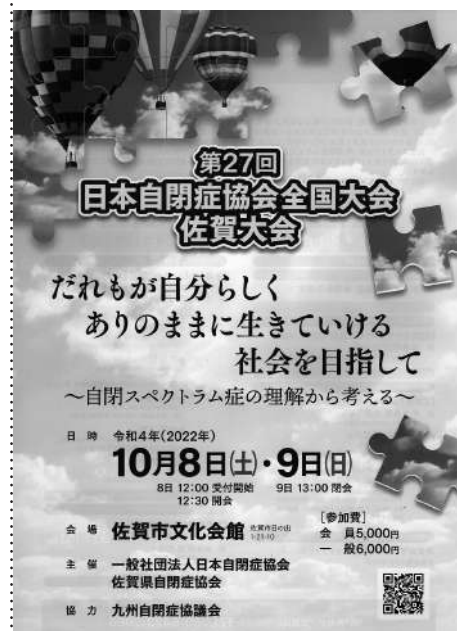
3 本ネットワークの事務局は、「障害者芸術文化活動普及支援事業」の連携事務局に対し、第5条の活動を円滑に実施するための協力を求めることができる。この場合において連携事務局は、第9条の会議*に参加することができるものとする。

(会長への委任)

第15条 本会則に定めのない軽微な事項については、会長及び副会長が協議の上で決定し、事後に運営・連絡会議の承認を得るものとする。

附則

本会則は、令和4年4月1日から施行する。



発行人：関西障害者定期刊行物協会

住所：〒543-0015

大阪市天王寺区真田山2-2 東興ビル4F

編集人：奈良県自閉症協会

定価：100円

